

—研究ノート—

# 企業倫理からみた障害者観 —16社へのインタビュー調査結果からの分析—

中野 純子

Understanding of Persons with Disabilities as Analyzed from the Business Ethics  
—From interviews for 16 companies—

Junko Nakano

Japanese law provides that companies must employ persons with disabilities. In reality, however, most companies do not satisfy the lawful employment rate of persons with disabilities. Internal understanding in a company seems to promote employment of the disabled more effectively than pressure from an external law.

This paper seeks to determine the reasons from the ethics and understanding of persons with disabilities. Companies were evaluated socially through interviews and investigations. The investigation results clarify the ethic and the understanding of persons with disabilities in each company. It also examines the influence on promoting employment of persons with disabilities.

## 1. 企業倫理の必要性

日本における障害者の雇用は「障害者の雇用の促進等に関する法律」(2006年改正。以下、雇用促進法)に基づいており、一般の民間企業は常用労働者の1.8% (法定雇用率) に相当する数以上の障害者<sup>1)</sup>を雇用しなければならないとされている(第43条)。しかしこのように法律で規定されているにも関わらず、2005年6月現

在、障害者の実雇用率は1.49%、法定雇用率未達成企業の割合は57.9%と過半数を超えており、決して充実した状況にはないことが分かる。

なぜこのように雇用が進まないのか<sup>2)</sup>。雇用促進法には、いわゆる罰則規定にあたる納付金制度があり、雇用率未達成企業は、雇用不足1名につき月額5万円を支払わねばならない<sup>3)</sup>。このようなペナルティがあってなお、法定雇用

1) 身体障害者、知的障害者に加え、2006年4月1日より精神障害者も雇用率の算定対象とされることになった。

2) 日本の障害者雇用に関する先行研究としては、手塚(2000)がよく知られているが、障害者雇用が抱える課題として、①法定雇用率の制度としての限界、②雇用率未達成企業の存在、③雇用納付金制度の限界、④障害の捉え方、障害種別によるサービスの限界、⑤地域の中での就労支援体制の確立、⑥中途障

害者の継続雇用問題、⑦雇用上の人権侵害、⑧IT化の活用、の8点を挙げている。この他先行研究については中野(2004:8-9)に詳しいので参照されたい。

3) これに対し報奨としての調整金では、雇用率達成企業に雇用超過1名につき月額2万7,000円が支給される。どちらも常用労働者301人以上の企業が対象である。

率が満たされないのは、障害者を雇用するより、納付金を支払う方が負担として小さい、と考えている企業が少なからずあるということの表れであろう。

よって、例え法的な強制力を強化したとしても、そのような考えが企業にある限り、障害者の雇用促進や望ましい雇用のあり方を望むことは難しい。企業が障害者を雇用する推進力となるものは何か、筆者はその要因の一つを、内的要因としての企業倫理、および障害者観<sup>4)</sup>に求めることとした。企業倫理は、麗澤大学企業倫理研究センター（2001：5）によれば「公正かつ責任ある行動をとるための組織内活動を指す」と定義されている。さらに「その意味するところは、法令やルールの遵守よりも広く、社会規範の尊重なども含む」とも述べられており、コンプライアンス（法令遵守）をも包括した、企業の自律システムであると言うことができる。

そこで本論文では、こうした自律システム－企業倫理が充実していると考えられる、社会的な取り組みが評価されている企業を対象として、インタビュー調査を行うこととした。各企業における企業倫理と障害者観とを具体性をもって明らかにすると共に、その関係性と、それらが障害者雇用に及ぼす影響についても検討したい。

## 2. インタビュー調査による企業倫理および障害者観の検討

本調査は、2004年より行った企業へのアンケート調査をベースとしており、アンケートによっ

てインタビュー受け入れを可とした企業に加え、特にスペシャルオリンピックスなどの社会貢献活動に積極的に取り組んでいる企業を対象に、インタビューを行うこととした。アンケートを実施した980社<sup>5)</sup>のうち、インタビュー受入可とした企業は53社、その中でインタビューの日程調整を行えた企業は12社であった。これに、倫理観が進んでいると考えられる社会貢献活動に積極的な4社を、有用な意見を聞くことができるのではないかと考え追加することとした。調査方法ならびに調査結果、企業倫理、障害者観別の分析結果を以下に示す。

### 1) 調査方法および結果

調査時期：2004年8月～2006年4月

調査対象：16社

調査方法：各企業を訪問してのインタビュー調査（メールによる回答1社を含む）

調査協力者：

インタビューNo.1-11、14における調査協力者／岐阜経済大学経済学部 教授 斎藤悦子

インタビューNo.12、13、15、16における調査協力者／昭和女子大学大学院生活機構研究科 小森亜紀子

調査項目：①企業理念、②コンプライアンス・CSR<sup>6)</sup>、③障害者雇用、④女性の雇用あるいはスペシャルオリンピックス<sup>7)</sup>、以上4項目についてインタビューを行った。なお本論文では、研究テーマに関連する①-③の部分を取り上げる。

4) 本論文では、「障害者観」を障害者雇用の問題に特化して使用する。

5) アンケート調査は2004年2月から2004年8月に実施した。方法は郵送調査である。対象とした企業は、朝日新聞による『有力企業の社会貢献度』の調査協力企業、ならびに厚生労働省による「均等推進企業表彰」受賞企業、「ファミリーフレンドリー企業表彰」受賞企業、「障害者雇用優良事業所等の表彰」受賞企業で、計980社を選出した。152社から回答を

得た内（回収率15.5%）、有効回答社数は134社（有効回答率13.7%）となっている。

6) CSR: Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）

7) 研究協力者の研究テーマに応じ、斎藤の場合は「女性の雇用」を、小森の場合は「スペシャルオリンピックス」をそれぞれインタビュー項目として加えている。

調査結果：インタビューを通して明らかになった①-③に関する内容を、表-1としてまとめた。この結果から、企業倫理、障害者観それについて検討を試みることとした。

## 2) 企業倫理の検討

企業倫理を検討する上で、それが具体性をもって表出してくる指標として、企業理念、企业文化、CSR、コンプライアンス、および社会貢献活動に着目した。

企業理念については、それぞれの企業の理想と方向性が、業種に即したかたちで示されている。共通項としては、その企業が経営活動を通じて「何」に貢献するか、ということが含まれおり、C社・P社は「社会」、M社は「文化」、N社は「人」というように、利潤追求を超えたところに、その価値を見出しているという点にある。これに関連して、企业文化においても、社員との意識の共有化や、ダイバーシティ（多様性）といった概念の導入、企業としてのブランド力の強化など、企業理念を実現し継続させていくべく、実務の様々な面から努力がなされていることがうかがえる。

次にCSRに関して、実は明確に位置づけされていない企業も複数あったが、取り組んでいる企業からは、「企業の使命」(J社)、「当然果たすべき役割」(O社)、「認知度を高める動きとは別」(N社)といった理念的な側面と、さらに「企業価値向上」「持続可能性につながる」(F社)など、CSRがもたらすメリットについての声も聞くことができた。また、コンプライアンスは「業務上当然」(B社・L社)とされているものの、「CSRの傘に入るが100%リンクはしていない」(B社)、「CSRとの関連性については整理中」(C社)などのように、企業内においての連携は必ずしも確立されていない様子が感じられた。

最後に社会貢献活動についてであるが、「あ

らゆる会社には社会に貢献するというテーマがある」(L社)の言葉に代表されるように、多くの企業において社会貢献活動は当然取り組むべきこととしての姿勢が示されていた。さらに「積極的な社会貢献こそ最大のPRでありリスクマネジメント」(D社)であるとして、社会貢献活動は企業にとってもプラスになるという意見も聞かれた。以上、企業倫理を企業別にまとめたものを表-2とした。

## 3) 障害者観の検討

次に障害者を雇用することを企業はどのように捉えているかについて見ていくたい。

まず障害者雇用に取り組むようになったきっかけとして、「法定雇用率未達成」が多く挙げられている点、また最終的な目的を「法定雇用率の達成」とし、「障害者雇用は社会貢献ではない」としている点などから、障害者雇用は企業にとって業務の一部であり、かつ理念上はコンプライアンスとも密接に関わりっていることがうかがえる。

さらに、障害者雇用は「ダイバーシティの一環」(E社)、「企業の責任」(F社・G社)、「共生共榮」(H社)、「人権の尊重」(I社)など、社会的倫理的に見ても望ましい理解に支えられていたが、その実際の取り組みとしては、大きく二つの相反する方向性が示された。つまり、健常者、障害者の別を問わない画一的な採用であるか、あるいは障害者のみを別枠で採用しているのか、それと関連して、健常者と障害者とを同じ職場で雇用しているか、あるいは障害者のみを特例子会社<sup>8)</sup>で雇用しているのか、の4点である。

8) 障害者の雇用を目的に企業が設立する子会社で、一定の要件を満たした場合に、特例子会社として承認される。そこで働いている障害者は親会社に雇用しているとみなされ、親会社の実雇用率に組み入れることができる。

表1 企業へのインタビュー調査結果まとめ

社名	設立年	従業員数(拠点別)	インタビュー日時	企業理念について		企業文化	CSRについて 担当部署	CSRについて 担当部署	コンプライアンスについて	
				企業理念 回答者	周知方法				コンプライアンスの内容	
1 A 小売	2002年	4,876名	2004.8.13 16:00-18:00	コーポレートコミュニケーション本部 コミュニケーション部 企画・統括マネジャー KK氏 人事総務本部リクルート部/マネジャー SHEN	QSC&V Quality (品質), Service (サービス), Cleanliness (清潔さ) & Value (価値) 倫理綱領・行動基準のハッカグランドが基準には、アルハイド の4点をも徹底	「自由」「家族」「希望」 報われるることの4点 宗教的ハッカグランドが基準には、 社会に貢献するも のをも徹底 各社員にPCを 配布し、インターネットで情報 を共有	コンプライアンスも社会 貢献活動もCSRの傘の下 に入れるが、100%リンク はしていない	約2年前からコンプライ アンス委員会を設置 各部の有識者で構成 外部に法的アドバイザー 有	他所での取り組みを情報 収集中 セミナーの開催 業務上当然のこと	コンプライアンスの内容
2 B 卸売	1979年	542名	2004.8.19 10:30-12:00	人事部／部長 AI氏 広報部／リーダー TPE氏 広報部ブリーラー SMI氏	「自由」「家族」「希望」 報われるることの4点 宗教的ハッカグランドが基準には、 社会に貢献するも のをも徹底 各社員にPCを 配布し、インターネットで情報 を共有	社員へ非常に配慮している 文化は、自分で追及し考 えていく中で蓄積するも のをも徹底 月1で社員会を開催	環境報告書を作成中 CSRとしてどのようなこ とをすべきか検討してい る コンプライアンスとの関 連性についても、その中 で整理	コンプライアンス委員会 を設置し、月1で開催 委員会の構成員は本部と 第三者は入っていない 第三者とは別に、コンプ ライアンス推進会議を設 置、社内での自主監査を 行う	マニュアルは特になく、 行動指針で対応 法務部門を中心とした 教育 社長直通のホットライン を設置	コンプライアンスの内容
3 C 鉄鋼	2003年	—	2004.8.19 13:30-15:00	労人事部企画室／主任部員 (副部長) ST氏	常に世界最高の技術をもつ て社会に貢献する	グループ会社全体で方針 を決めた後、各社で方針 を実現する すべてインターネットで行う よう、企業理念 も新しく打ち出した	グループ会社は1人1台 PCを保有し、 社内への広報は ネットで行う よう、企業理念 も新しく打ち出した	コンプライアンス委員会 を設置し、月1で開催 委員会の構成員は本部と 第三者は入っていない 第三者とは別に、コンプ ライアンス推進会議を設 置、社内での自主監査を 行う	マニュアルは特になく、 行動指針で対応 法務部門を中心とした 教育 社長直通のホットライン を設置	コンプライアンスの内容
4 D 化学	1973年	1,135名	2004.9.1 13:30-14:15	アドバタイジング アンドPR／グルーピ 長 IM氏	the company for woman	元々女性をターゲットに できただけでなく、 今後も作る予定 ではない	特別の部署 は特筆すべき ではない	アメリカ本社では取り組 みが進んでいるが、日本 今後も作る予定はな い	「高潔であれ」というこ とが求められる 社員は毎年誓約書にサ インしなければなら ない	コンプライアンスの内容
5 E 化学	1983年	4,200名 (グループ会社を含む)	2004.12.20 16:00-18:00	ヒューマン・リソース／マ ネージャー KME氏	PURPOSE (企業方針), CORE VALUES (中核 となる価値観), PRINCI PLES (理念) として位置 づけ	ダイバーシティを推進 多様性を保ちつつ、企業 理念で結びいている	ダイバーシティを全社員 が携帯ポスターなどで 掲示	持続可能性報告書を作成 CSRは企業価値向上、ア ンデイング活動に始ま り、結果として、企業の 存続、持続可能性につな がる CSRは会社経営そのもの だけではなく、コンプライ アンスや人事など、それ ぞれのステージで果たす べき会社の役割	専任の企業倫理室を設置 取引先のチェック、ホッ トライン、通報内容の精 査・報告など 個人の匿名性や通報者保 護について、社員の53% が「守られていない」と 感じている	コンプライアンスの内容
6 F 証券	1999年	257名	2005.8.22 10:00-11:00	CRS室／課長 代理 SH氏 人事部人事開発 課 YY氏	「信頼の構築」「人材の重 視」「社会正義の確保」 「健全な利益の確保」	分社化で遠心力が弱いて しまうところ、求心力と して一つの価値観に基づ いて会社経営を行うこと を課題とした 企業ブランドの構築 企業理念、ブラン ド・ステー メントを常に携 帯	社内放送 理会の暗唱	持続可能性報告書を作成 CSRは企業価値向上、ア ンデイング活動に始ま り、結果として、企業の 存続、持続可能性につな がる CSRは会社経営そのもの だけではなく、コンプライ アンスや人事など、それ ぞれのステージで果たす べき会社の役割	専任の企業倫理室を設置 取引先のチェック、ホッ トライン、通報内容の精 査・報告など 個人の匿名性や通報者保 護について、社員の53% が「守られていない」と 感じている	コンプライアンスの内容

企業倫理からみた障害者観

No.	社名	設立年	従業員数(2006現在)	日時	インタビュー回答者	企業理念について	企業文化	CSRについて	CSRについて	担当部署	CSRの内容	担当部署	コンプライアンスについて
7	G 小売	1940年	2,451名	2005.8.23 14:00-15:00	広報室／N.K氏	明確に提示していない	企業理念	周知方法	企業理念を打ち出さない	専任	再建したばかりであり、他社に連れをとっている	コンプライアンス本部	コンプライアンスの内容
8	H 卸売	1949年	520名	2005.9.5 10:30-11:30	担当／セネラルマネージャー OA氏	「女性を素敵にしたい」 女性を素敵にしたい	定期的に研修	昇格試験での出題揭示	特になし	専任	各百貨店で研修を実施	コンプライアンス本部	法務・内部監査・総括会社をよい方向にもってしていく一つの手法として必要な要
9	I 電気機器	1949年	5,496名	2005.9.21 E-mailにて回答	広報室コードレーベン 担当／セクションマネージャー YY氏	「進取の精神」をもって、情報社会の発展に寄与する、人々の快適で豊かな生活の実現に貢献する	行動規範を冊子で全社員に配布	研修	特になし	専任	各百貨店が起こった場合は、社員全員が集められる情報の共有化	コンプライアンス推進部	コンプライアンスについて
10	J 銀行	1886年	2,199名	2006.1.6 14:00-15:40	人事部人事企画課／人事部人材調査役 NT氏	地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行	通達・社内報(冊子) ビデオニュース ディスクロージャー誌	若手行員も自主的に委員会活動に取り組む。若手と頭取との定例会議でも経営参画できるという企業風土が培われている	特になし	専任	各百貨店で研修を実施	コンプライアンス本部	金融機関として重きを置くべきCSRは幹で、社会貢献は枝葉
11	K 化学	1965年	785名	2006.1.16 14:00-15:20	代表取締役社長 TK氏	常に考える	創造性を重視	強制的な教育は一切ない	特になし	専任	各百貨店で研修を実施	コンプライアンス本部	金融機関として重きを置くべきCSRは幹で、社会貢献は枝葉
12	L 保険	1979年	5,250名	2006.2.21 11:00-12:30	品川ライフソーライフプランナー 第3支社／オブ・ザ・エグゼクティブ・ライフソーライフプランナー 理事 TK氏	合理的な生命保険と質の高いサービスを提供する	お金を預かっているといふう信頼性や使命感、人間が、副社長の経営などが人柄的なもののが生活の下、営業企画など全體で取り組む	特になし	専任	各百貨店で研修を実施	コンプライアンス本部	金融はコンプライアンスが厳しく、絶対に守っていかなければならぬ生命線であると言える	
				2006.3.6 15:00-16:30	代表取締役社長 KA氏 総務部／総務部長兼総務部社会貢献室長 HH氏								ペナルティがなくとも、コンプライアンスとして人事労務系の法律を守るには当然

No.	社名	設立年	従業員数(2006年度)	イントビュー回答者	企業理念について		CSRについて 担当部署	CSRについて 担当部署	コンプライアンスについて 担当部署
					企業理念	周知方法			
13 M	製造	1962年	14,003名	CRS部社会貢「知の創造と活動をすすめること」 職室／OO俱楽部事務局長 SA氏	企業の風土は規範からではなく、社会的な価値だけではなく、社会的な価値を提案しなければならない、「よい会社」構想として「面白い」「やさしい」「面白い」の実現を目指すCSRのセミナーを学生向けに行なったところ、400名からの応募があった。	企業は経済的な価値だけでなく、社会的な価値を提案しなければならない、「よい会社」構想として「面白い」「やさしい」「面白い」の実現を目指すCSRのセミナーを学生向けに行なったところ、400名からの応募があった。	CSRは企業の認知度を高める動きとは別建設業界にはコンプライアンスやCSRなどで問題も多いので、しっかりと相応いかなければならないCSR報告書を発行	CSRは企業の認知度を高める動きとは別建設業界にはコンプライアンスやCSRなどで問題も多いので、しっかりと相応いかなければならないCSR報告書を発行	
14 N	建設	1955年	12,725名	人事部人事グループ課長SY氏 人事部採用グループ次長HH氏 広報企画室／広報グループ長ME氏	「事業を通じて人を育てる」と「企業の前進は是・社員意識を高めること」、「企業の生活環境の確立に直結すること」、「近代化設備と良心的に斯トを実施して誠意に基づく労働の貢献は我々役職者全員の一生を生きる努力によってのみ発展するに信頼し協力すると責任共に常に深き構極的相互批判を通じて生々发展への大道を進進ずること」	創業50周年の記念を機に「エンドレスパート」をスローガンとする。「これまでの企業理念は「建築の工業化」過去のもの、伝統をうまく使いながら、社会で生まれ変わることで、アランド戦略を見直すこととした	CSR推進部 (兼務)	CSRは企業の認知度を高める動きとは別建設業界にはコンプライアンスやCSRなどで問題が多いので、しっかりと相応いかなければならないCSR報告書を発行	
15 O	銀行	1952年	2,196名	広報部社会文化貢献室／次長UT氏	「企業倫理憲章」「行動規範」	研修 web	企業の社会的責任として当然果たすべき役割		
16 P	小売	1963年	1,713名	法務部CSRチーフP社ボランティアクラブ事務局／KE氏	社会に貢献できる経営		アウトプットとしてCSRレポート作成を検討		
No.	社名	社会貢献活動	取り組みきっかけ	設備	連携	実雇用率	採用方法	障害者雇用	提 案
1 A		法定雇用率未達成による行政指導	EV・トイ ・スロープ	養護学校 ハローワーク 授産施設 保護者	新卒採用が落ち着いた 後、障害者の採用に着手する	知的障害	ノーマライゼーション の観点から、特例子会社ではなく健常者と障害者が一緒に働く形態を目指す 1店舗：障害者1名雇用が原則	採用より定着支援を重視 「社会貢献」ではない の店舗は独立採算制である ので、障害者雇用に自然のことなる必要はない 定着率がよく、新規の実習店舗が見つからない ペートナーと障害者との関係づくり 精神障害者への対応	P R
2 B		ボランティアや社会貢献はアメリカでは当たり前の企業活動の一つとして力を入れていく(企業活動であるのであってPRはしていない) 企業の最終目的は、社会にどれだけ還元できるか				肢体不自由 内部障害	流通部門 技術支援部 マーケティングセクション 障害ができない場合 も受け入れ可	障害者もウェルカム 障害者からの応募が少 ない 宣伝不足	

企業倫理からみた障害者観

No	社名	社会貢献活動	取り組みきっかけ	設備	実雇用率	連携	採用方法	障害種別	障害種別	方針	課題	P_R	提案	
3 C	○○文化財團を運営 企業責任として何をすべきかといふことで発足した	以前は実雇用率1.4%で行なったが、社内にいる人がいなかったため採用に至らない	ハローワークに求人を出すと職能障害者者が紹介されるが、社内にいる人がいるため採用に至らない	1.76%	ハローワークに求人を出すと職能障害者者が紹介されるが、社内にいる人がいるため採用に至らない	特例会社2社を保有する中企連と本社・事業所外注など庶務関係の外注で障害者を雇用	法定雇用率はコントラクトシステムの一環	特例会社2社を保有する中企連と本社・事業所外注など庶務関係の外注で障害者を雇用	特例会社2社を保有する中企連と本社・事業所外注など庶務関係の外注で障害者を雇用	特例会社を今後、どう事業として成らせ、継続させていくか	特例会社のある東日本と西日本とで環境が相当異なる点として成り立っていない	特例会社を今後、どう事業として成らせ、継続させていくか	特例会社を今後、どう事業として成らせ、継続させていくか	
4 D	社会貢献室 や財團をつくることでなく、基本的にPR。 PRで積極的な社会貢献こそ最大のPRであり、リスクマネジメントである	社会貢献室をつくることでPRで積極的な社会貢献こそ最大のPRであり、リスクマネジメントである	全社的に採用を縮小しているため、障害者も減らすやつてくれる人」という認識	1.8%以下	HPで障害者を求める社員と同じレベルで採用	女性が先に立つ会社なので、障害者については特に意識していない	工場で製造に携わる	障害者雇用は社会貢献では全くダメージの一環としてあるべき	障害者雇用は社会貢献では全くダメージの一環としてあるべき	女性が先に立つ会社なので、障害者については特に意識していない	派遣会社と派遣先とで0.5%で0.5%につかうようにして欲しき	派遣会社と派遣先とで0.5%で0.5%につかうようにして欲しき	派遣会社と派遣先とで0.5%で0.5%につかうようにして欲しき	
5 E			人材派遣業(成約例はなし)	HPで障害者を求める社員と同じレベルで採用	1.8%以下	HPで障害者を求める社員と同様がないので雇用されていない	在宅勤務やテレワークでの雇用は今のところない	障害者雇用は社会貢献では全くダメージの一環としてあるべき	在宅勤務やテレワークでの雇用は今のことろない(そのため職域が狭まる)	障害者雇用は社会貢献では全くダメージの一環としてあるべき	派遣会社からのお問い合わせは年10名以下	派遣会社からのお問い合わせは年10名以下	派遣会社からのお問い合わせは年10名以下	
6 F			本社は建物が古くバリアフリーアップはない 新店舗は、ユニバーサルデザインを心がけている	1.85%	健常者と障害者の求人には別々にハローワークや専門のサイトを利用しない	身体障害者はおそれなく雇用されていない	事務職	パックオフィス業務	パックオフィス業務	社会貢献活動という意識ではない	社会貢献活動という意識ではない	PRすべきことではない	PRすべきことは同じである	PRすべきことは同じである
7 G			パックヤードは車椅子でも動ける	1.94%	再建したばかりであり、障害者の採用も自隸事業所単位で採用	身体障害者はほとんどない	身体障害者はほとんどのない	身体障害者はほとんどのない	身体障害者はほとんどのない	社会貢献というべきか、社会責任と同様の人事と同様の待遇してはいけない	社会貢献というべきか、社会責任と同様の人事と同様の待遇してはいけない	採用が難しい	採用が難しい	採用が難しい
8 H			特に配慮はハローワーク養護学校	法定雇用率は達成	法定雇用率は達成	知的障害	身体障害	物流	商品管理	企業として障害者は受け入れなければならない	企業として障害者は受け入れなければならない	やしさしさ、共存共栄という意識	職場実習も受け入れ、健常者の社員と話し合いの場をもうつ、作業だけではなく食事などを一緒にとるなどを通し、お互いに理解しあう	やしさしさ、共存共栄という意識

No	社名	社会貢献活動	取り組みきっかけ	設備	連携	実雇用率	採用方法	障害種別	方針	課題	P R	提案
9	1 総務部社会貢献室を設置	車椅子使用者はいない養護学校専攻科普通学校障害者雇用促進協会	車椅子使用者は特別ないが、希望があるれば採用するなど個別対応	1.4 % 前後	採用率は特別ないが、希望がある場合は採用するなど個別対応	身体障害	特例子会社を04年に設立する	基本的人権の尊重と捉えている	企業が非常に限られる	銀行内では、業務が非常に限られる		
10	J 強制ではなく、銀行はバックアップを行なう	銀行が首領を取るのでなく、行員が自主的に業務外に活動地域との関わり	車椅子使用者は多いが、希望がある場合は採用するなど個別対応	1.4 % 前後	採用率は特別ないが、希望がある場合は採用するなど個別対応	身体障害	各営業店では業務が限られる。本店養育部でデータ入力、関連会社に出向し、オペレーション業務など	としての使命であるCSRの一環であるのかもしもしない	企業が非常に限られる	企業が非常に限られる		
11	K	メセナに入れていく企業の価値は収益を上げ、税金を納めるところにあるが、その他のところにありますからして文化の継承をしていくことになった	新しい建物について、社長本人が気付くよう指示	障害者のみ別途採用	通常は人を増やすより機械化を進めてきたが、障害者は先行投資を行うことで、優先して雇用を進めている	聽覚障害肢体不自由	工場の現場が多い	障害者が職場を作っている企業でない限り、今後は存続していくことになる	企業の目的は営利であるので、潤滑を再生するために、障害者雇用をきちんとやつておくべき	企業が非常に限られる		
12	L あらゆる会社には社会に貢献するというテーマがある。それが満たされなければ存続はありえない	社会貢献室有	アスクラークとしてパソコンを扱えること	0.86 % 前後	一般性と一括シビアに職力として採用	身体障害	特例子会社の設立を具体的に進めている	障害者雇用は意識はしているが、法定雇用率達成は難しい	仕事が激務であり残業時間が長いなど環境が厳しい	企業が非常に限られる	企業が非常に限られる	

## 企業倫理からみた障害者観

社 No.	社会貢献活動	取り組みきっかけ	設 備	連 携	実雇用率 前後	採用方法	障 害 種 別	方 針	課 題		P R	提 案
									障 害 雇 用	配属部署		
13 M	「本業を生かす」「從業員の参加」がキーワードとして儲けたものを、税金を納めるだけでなく、積極的によりよい社会をつくるために出す社会貢献活動に取り組む動機は、一般に社会的責任の自覚や、社会性の向上、シェアの拡大、自己実現、福利的には社員のリーダーシップの育成、リクルーティングへの影響など社会貢献活動は、ブランド力を押し上げる	ノーマライゼーションと理解し、障害の有無に関わらず同様に扱うべきだと考えるべきである。企業がやらなくてはならない基本的な部分、義務を果たすことは、企業の社会貢献活動では重要な要素である。	個人的には知的障害者を対象とした特別例子会社を作っている	障 害 雇 用	障 害 者 雇 用 は コ ン プ ラ イ ア	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い	障 害 者 雇 用 を 専 門 に 担 当 して いる 者 が 社 内 に い ない 社 内 に 潜 在 化 して いる 精 神 障 害 者 の 扱 い
14 N	ボランティア休暇制度を設定 最低1日はボランティアに参加するようにとの方向性を示しているが、参加率は高くない	人事部長が非常識の強い人物で、雇用率未達成率を納付金で済ませることへの疑問を感じた	ハローワーク	車椅子に対応	1.92.1- 93%	一般的の人と同じ カイドラインを各支店 に示す 社内ルールの基準は法 定雇用率 建築の有資格者は有利	聴覚障害	特例例子会社を作る考え方	法定雇用率の達成 はまったくない はまつた建 築現場は危険なので、 内勤者が多くなる こと、学ぶこともある 障害者雇用は以前から取り組んできており、後からCSRがくつづいてきた 健常者と一緒に働いてもら うことができる、障害者だからといって特別扱いされた くない人を採用 障害者にとって働きやすい 職場づくりを目指す 障害者が出来事を見つけ出し、そこには配置 するところで、きちんと仕事をできるようにする	法定雇用率達成を目標	日本企業独特なところであ まり社会貢献などはないとい う部分があつた やつたことは、きちんと開示 の一つとして、責任考 えが変わつた	日本企業独特なところであ まり社会貢献などはないとい う部分があつた やつたことは、きちんと開示 の一つとして、責任考 えが変わつた
15 O	社会文化貢献室 お金を出すより、行員が時間を使うことを促す	障害者、環境、緊急災害支援が3本柱 総務理念と運動した社会貢献	1%強	不明	肢體不自由 聴覚障害	1%強	知的障害	単調な作業で、知的障害者が働きやすい業務が多いバッチャード	障 害 者 雇 用	日本企業独特なところであ まり社会貢献などはないとい う部分があつた やつたことは、きちんと開示 の一つとして、責任考 えが変わつた	日本企業独特なところであ まり社会貢献などはないとい う部分があつた やつたことは、きちんと開示 の一つとして、責任考 えが変わつた	
16 P	社会文化貢献室 お金を出すより、行員が時間を使うことを促す	社長が障害者雇用でも世界一を目指し、組織すべきだし、全店長に1店舗1名採用を掲げた	7.66%	採用は各店舗に一任 ハローワーク	社会福祉協議会	採用は各店舗に一任 ハローワーク	知的障害	単調な作業で、知的障害者が働きやすい業務が多いバッチャード	障 害 者 雇 用	日本企業独特なところであ まり社会貢献などはないとい う部分があつた やつたことは、きちんと開示 の一つとして、責任考 えが変わつた	日本企業独特なところであ まり社会貢献などはないとい う部分があつた やつたことは、きちんと開示 の一つとして、責任考 えが変わつた	

前者の、健常者と障害者とを区別しないとした企業の多くでは、同じスキルを求めた結果として、障害者の採用に至らない、障害者からの応募がない、などの問題が見られた。また、後者の就業形態においては、同一の職場では、障害によって職域が限定される点、特例子会社では、それが事業として成立し継続させていかれるか、またノーマライゼーションとしてそれが望ましいのか、という点が、それぞれ問題として挙げられた。以上のように、理解があったとしても、現実においては様々な異なる結果が生み出されており、障害者雇用促進に向けた問題の複雑さが感じられる。

### 3. 分析から得られた企業倫理と障害者観に関する知見

以上のようなインタビューの結果から、企業の倫理観と障害者観とがどのように影響し合っているのかを表-2により検討してみたい。

分析から得られた知見として、第一には、企業倫理と障害者観との理念上の連動と、実際の取り組みとしての連動には差異がある点が挙げられる。企業倫理においては、CSR、コンプライアンスを掲げながら、障害者雇用においては法定雇用率が達成されていない、また、ノーマライゼーションを追及し、健常者と障害者とを同等に扱うとした結果、障害者にとって就業が困難になる、職域が限定される、などがそれである。

第二に、企業倫理、障害者観において、企業としてあるべき姿を掲げつつ、それに向かって具体的にはどうメリットを見出しつつ取り組んでいくのかがある。障害者と接することで優しさや協調の精神が養われる、といった精神的なプラス面は、雇用に関わらずよく挙げられるものであるが、それだけに止まらない、具体的なプラス面をどう捉えるかが、特に企業による障

害者雇用においては、促進の大きなポイントとなる。それを、障害者に健常者と変わらない能力を求めて消化するのか、事業として成立する特例子会社を目指すのか、あるいは労働力人口の減少を見越した将来への先行投資を見るのか、企業によって対応も、それによって生じる結果も様々である。

以上、企業における障害者観は、企業倫理の理解の上に成り立っているが、実際の取り組みとしての障害者雇用は、必ずしも連動した結果を生み出しているとは言えないことが明らかとなった。そこで障害者雇用を促進するには、各企業において、理念を現実に照射するだけの力ある企業倫理の構築が不可欠であろう。理念が実際の成果として表れないという問題も、「法令やルールの遵守よりも広く、社会規範の尊重なども含む」企業倫理によって、置き去りにされることなく、望ましい方向に推進していくものと考えられる。理念上の価値と、現実の価値、それぞれを矛盾なく結びつけ、結果を導き出すことこそ、今後の障害者雇用促進において、企業倫理に求められる役割であると言えるのである。

表2 企業別にみた倫理観、障害者観

企業	倫 理 観	障 害 者 観
A	企業理念を核として、企業文化を創っていく。組織内のコミュニケーションを重視。	障害者雇用は社会貢献ではない。企業-保護者-養護学校の連携を重視。ノーマライゼーションの観点から、特例子会社ではなく、障害者と健常者が一緒に働く形態を目指した。
B	コンプライアンスは業務上当然のことである。コンプライアンスも社会貢献活動も、広くはCSRの一環として捉えられる。企業の最終目的は、利益をいかに社会に還元できるかにある。	「障害者だから」という特別視はかえって失礼である。一般求人の中で、障害者を雇用している。障害者に対しても健常者に対しても、一定のスペックで仕事のできることが採用条件となる。
C	メーカーとしての技術・品質を提供することが、社会貢献につながる。CSRの導入については未だ検討中。	特例子会社2社を保有し、積極的に障害者を雇用している。特例子会社だからこそ、障害の特性に応じた対応が可能。事業として成り立つ特例子会社を目指す。法定雇用率の達成は、コンプライアンスの一環。
D	積極的な社会貢献は最大のPR. フェアであるということは、競争社会をも意味する。	障害者に対しては特に意識していない。基本として法定雇用率は満たしたい。障害者・健常者の別なく、一定の仕事ができることが求められる。
E	経営戦略の一環としてダイバーシティを推進している。結果として社会的責任を果たすことにもつながる。	障害種別により職域が制限される。障害者は学歴が低い傾向にある。障害者雇用は社会貢献ではなく、ダイバーシティの一環。
F	企業が存続するには、信頼の構築が不可欠。CSRの推進は、企業価値向上にもつながる。コーポレートブランド経営・持続可能性・CSRは同一のもの。	障害者雇用は社会貢献ではなく、企業の社会的責任である。障害者と健常者は、別枠で採用。あらゆる人に雇用の機会は均等にあるべきである。法定雇用率達成だけでなく、働きやすい職場を目指す。
G	テナントとの理念の共有化を重視し、G社としての企業理念は明確化していない。再建により、CSRへの取り組みは遅滞気味。	障害者雇用は社会的責任であり、社会貢献でもある。障害者としての採用枠を特別に設けている。アウトソーシングにより、企業内の障害者の職域が狭まりつつある。
H	CSR活動などは特にやっていない。消費者へのサービスとして、社員教育を重視。	企業としては社会的責任として、障害者は受け入れなければならない。障害者雇用を通して、優しさ・共存共栄の意識が育つ。
I	創業者の精神を基本とする、恒久的な経営姿勢を、企業理念として示した。企業の姿勢として人権尊重を重視。	障害者雇用は、基本的人権の尊重。特例子会社を保有。ITスキルのある重度障害者に対しては、在宅勤務制度を確立。
J	CSRは企業の使命である。	障害者雇用は、義務でありかつ企業の使命である。障害者からの要望があれば、健常者とは別枠で個別対応を行う。障害の有無に関わらず、一定の仕事をすることが期待される。企業内では、障害者の職域が限られる。
K	規制にとらわれない自由な企業風土がある。能力の差より、社員自身が納得できるかどうかが重要、メセナに積極的に取り組んでいる。	障害者雇用は、社会貢献でもあり、将来の求人難の時代を見越した先行投資・人材育成でもある障害者のみ別枠で積極的に採用している。障害者雇用に現段階では経済的なメリットはないが、企業内の雰囲気づくりになる。
L	社会貢献は企業にとって存続要件。信頼性・使命感・人間性などを重視する。仕事について社員の学ぶことすべてが、企業理念につながる。	障害者の採用は一般と同様、シビアに戦力として考えている。仕事が激務である、少数精鋭などの会社の方針から、障害者雇用は困難。コンプライアンスに力を入れているが、法定雇用率達成とは結びっていない。
M	企業風土づくりに力を入れている。「本業を生かす」「社員参加」が社会貢献活動のキーワードである。企業の利益を、積極的によりよい社会をつくるために供出することが社会貢献活動。	障害者雇用は、社会貢献ではなくコンプライアンス。障害者と健常者を区別しないことがノーマライゼーションである。採用も、障害者を特別視せず、健常者と同条件で行う。
N	コンプライアンス、CSRは企業に当然求められる。創業者の理念が伝統としてあり、再編といっても、過去のものを一掃することはできない。	障害者雇用の目標は、法定雇用率の達成。雇用することで障害者の生活も豊かになる。それも企業として果たすべき社会的責任の一つ。障害者の職域開発は、企業の使命である。健常者と障害者が共に働くことを基本としているので、特例子会社の設置は考えていない。
O	企業の社会的責任として、果たすべき役割を意識。	障害者雇用は、法定雇用率の達成を目指す。
P	社会に貢献できる経営を目標とする。	障害者雇用は当然のこと。経営として成り立つので、障害者を雇用している点を強調している。P社独自のトップ・ダウン方式により、高い実雇用率を維持。

## 参考文献

- 朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会 (2003)『有力企業の社会貢献度2003』朝日新聞社.
- 梅田徹 (2006)『企業倫理をどう問うか—グローバル時代のCSR』日本放送出版協会.
- 手塚直樹 (2000)『日本の障害者雇用—その歴史・現状・課題ー』光生館.
- 出見世信之 (2004)『企業倫理入門—企業と社会との関係を考えるー』同文館.
- 中野純子 (2004)「障害者雇用の現状にみる問題点

- と雇用促進への課題」放送大学大学院文化科学研究科文化科学専攻総合文化プログラム環境システム科学群2003年度修士論文.
- 南村博二 (2004)『わたしたちの企業倫理学—CSR時代の企業倫理の再構築ー』創成社.
- 宮坂純一 (2003)『企業は倫理的になれるのか』晃洋書房.
- 麗澤大学企業倫理センター (2001)「倫理法令遵守マネジメント・システム規格 (ECS2000 v1.2) 麗澤大学企業倫理センター.

(なかの じゅんこ 生活機構学専攻 3年)

受理年月日 平成18年9月30日  
審査終了日 平成18年12月25日